



税務情報

2022 年度税制改正関連情報

1. 経済産業省・中小企業庁 — 賃上げ促進税制に関するガイドブック及び Q&A 集の公表

(1) 大企業向けの制度

2022 年度税制改正では、大企業向けの制度である人材確保等促進税制について、「成長と分配の好循環」の実現に向け、積極的な賃上げを促すとともに、企業が得た収益を株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーに還元することを後押しする制度（賃上げ促進税制）に抜本的に改正されました。

賃上げ促進税制は、賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、国内雇用者に対する給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合の税額控除を認める制度とされており、**2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日**までの間に開始する各事業年度について適用することとされています。

また、事業年度終了時における資本金が **10 億円以上**、かつ、従業員数が **1,000 人以上**の法人については、給与等の支給額の引上げ方針や下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針等（以下、「マルチステークホルダー方針」）を自社のホームページに公表したうえで、その旨を事業年度終了日の翌日から **45 日**を経過する日までに経済産業大臣に届出し、経済産業大臣から発行された受領通知書の写しを確定申告書等に添付することが、賃上げ促進税制の適用要件とされました。

経済産業省は **5 月 6 日**、これまでの賃上げ税制に関する情報をまとめた「[税制について](#)」というページに、**2022 年度税制改正後の賃上げ促進税制に関する以下の 2 つの資料を公表**しました。

■ [大企業向け「賃上げ促進税制」 御利用ガイドブック](#)（PDF 2,233KB）

このガイドブックでは、賃上げ促進税制のポイントや用語の定義、制度の詳細などが分かりやすく解説されています。

たとえば、制度の詳細では、「継続雇用者」の考え方が複数のパターンを示して説明されているほか（**P5～6**）、マルチステークホルダー方針の公表に係る要件を満たすための手続の流れや各手続に用いる様式の記載要領が示されています

(P.8～11)。

また、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合の手続について、改正前は教育訓練費の明細を記載した書類を確定申告書等に添付することが必要とされていましたが、改正により、明細書の保存で足りることとされました。この教育訓練費の明細書の様式は特に定められていませんが、ガイドブックでは、明細書のイメージとして記載例が示されています (P.15)。

■ [大企業向け「賃上げ促進税制」よくある御質問 Q&A 集](#) (PDF 603KB)

この Q&A 集では、用語の定義や税額控除の要件などが、全 76 問の Q&A を通して説明されています。

なお、マルチステークホルダー方針の公表に係る要件の手続のうち、経済産業大臣への届出及び経済産業大臣からの受領通知書の受取に関する手続は、ウェブ上で行うことができる見通しとされていますが、その手続方法の詳細は 7 月頃を目途に経済産業省のウェブサイト公表される予定であることが Q39 に示されています。

上記 2 つの資料のほか、「[税制について](#)」のページには、マルチステークホルダー方針の公表に係る要件を満たすための各手続に用いる以下の様式やその根拠法令も掲載されています。

- ・ [様式第一 \(「マルチステークホルダー方針」\)](#)
- ・ [様式第二 \(「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の届出書\)](#)
- ・ [様式第四 \(「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の変更届出書\)](#)

(2) 中小企業向けの制度

2022 年度税制改正では、中小企業向けの制度である所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直し等が行われ、積極的な賃上げや人材投資を促す制度 (中小企業向け賃上げ促進税制) に改正されました。

中小企業向け賃上げ促進税制は、2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について適用することとされています。

中小企業庁は 5 月 6 日、これまでの賃上げ税制に関する情報をまとめた「[中小企業向け『賃上げ促進税制』 ※旧、中小企業向け『所得拡大促進税制』](#)」というページに、2022 年度税制改正後の中小企業向け賃上げ促進税制に関する以下の 2 つの資料を公表しました。

■ [中小企業向け賃上げ促進税制 ご利用ガイドブック](#) (PDF 1,191KB)

このガイドブックでは、中小企業向け賃上げ促進税制の概要や用語の説明、制度の詳細などが分かりやすく解説されています。

■ [中小企業向け賃上げ促進税制 よくあるご質問 Q&A](#) (PDF 770KB)

この Q&A では、用語の定義や税額控除の要件などが、全 57 問の Q&A を通し

て説明されています。

2. 国税庁 — インボイス制度に関する Q&A の改訂等

国税庁は 4 月 28 日、[「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」](#) (PDF 2,149KB) の改訂版を公表しました。

2023 年 10 月 1 日から導入されるインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録について、免税事業者が 2023 年 10 月 1 日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられていましたが、2022 年度税制改正では、この経過措置の適用期間が延長され、2023 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間においても、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることとされたほか、所要の措置が講じられました。

今回改訂された Q&A には、上記の改正内容等が反映されています。

なお、この Q&A は寄せられた質問や疑問点を踏まえて、随時、改訂を行っていくこととされており、今回の改訂では、新たに 5 問が追加されるとともに、37 問が改訂されました。(Q&A には追加又は改訂された時期が明記されています。)

また、国税庁は同日、2022 年度税制改正のうち、インボイス制度についての主な改正内容をまとめた以下のパンフレットも公表しました。

■ [消費税法改正のお知らせ](#) (PDF 171KB)

2022 年度税制改正における賃上げ促進税制及びインボイス制度の改正の概要については、2021 年 12 月 16 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter [「2022 年度税制改正大綱」](#) においてご紹介しています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.